

高岡市議会基本条例点検・評価結果

● 検証項目数 27（前文 1、条文 26）

1 取組評価

評価対象		15	主な意見
	A 十分評価できる	3	・第 7 条 議員間討議が常任委員会のなかで初めて開催されたことの意義は大きい。今後も更なる議論の充実が必要である。 - 議会改革検討委員会で、開催日程や回数の弾力化、通年議会について協議した。 ・第 7 条、第 8 条 コロナ禍に臨機応変に対応し、危機管理策を整備するなど円滑な議会運営に留意した。 ・第 8 条 委員会のオンライン会議に関して、協議をした。常任委員会での質問について、事前通告制の導入を図って、議論の中身を濃くした。 ・第 25 条 前は、網羅的に点検・評価を行っておらず、今回は条文ごとに取組評価シートを作成し客観的に分析を行った。
	B 概ね評価できる	10	（参考）・第 18 条 今任期中、具体的な取組がなかった。議会として先進地域を視察するなど、実行できるものから取り組む必要があると思う。 （参考）・第 23 条 社会情勢に応じて議会改革に適時適切に取り組んできた。引き続き、不断の努力の積み重ねにより開かれた議会に取り組む必要がある。
	C あまり評価できない	2	・第 10 条 請願・陳情者に対する意見聴取の機会など制度上決められたルールに従いつつ市民の議会参加の機会を尊重した取組・姿勢を強化していく必要がある。 - 貴重な市民の声を直接聞く機会であり、意見聴取をより積極的に進め、市民が議会活動に参加する機会としていくべきである。 ・第 16 条 市政の課題に関する調査のための手法を検討するとともに、議員の資質向上を図るため対策を講じる必要がある。 - 有識者等で構成する調査機関を設置する機会がなかった。議員で構成する検討会についても、その都度、協議はしたが、検討会という形がなかった。
	D 評価できない	0	
評価対象外		12	
合計		27	

※評価対象 15 項目 評価できる 13 項目（A+B）：86.7%

2 条例（議会基本条例）改正の必要性

条例改正が必要である	0
条例改正は不要である	27
合計	27